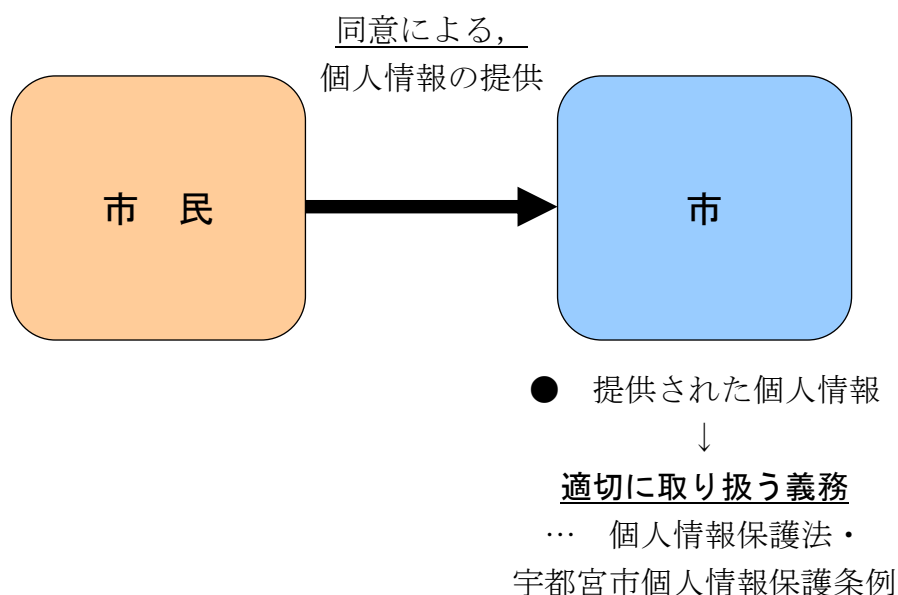


自己情報の提供義務について

1 分科会の検討結果

- ・ 市民は，人の生命，身体，健康又は財産に及ぶ危険を回避するため，市政又は地域活動に自己の情報を提供することに協力しなければならないこと。

2 議論の前提



- ・ 個人情報を提供する・しない等，自己に関する情報をコントロールする権利は，憲法13条（幸福追求権）から導き出される，プライバシー権の一種であると言われる。
- ・ 個人情報を，市民の同意なしに収集できる，広く一般的な法律や仕組みはない。
 （例外）・ 統計法に基づく国勢調査
 ・ 出入国管理及び難民認定法に基づく個人識別情報の提供 等
- ・ 個人情報保護法は，一般的には自治会には適用されない。（取り扱う個人情報の数が5,000件を超えないことが多いから。）

3 議論のポイント

- ・ 自己に関する情報を提供する目的，情報の範囲，方法等を限定できるか。
- ・ 限定ができたとして，自治に関する普遍的な事項を規定する，自治基本条例に定めるべきレベルのものなのか。

4 方向性

- ・ 自治基本条例では、個別の具体的な案件，情報の対象範囲，情報の提供・取得方法等は規定しにくいことから，自治の基本原則の中で，以下の内容を記載したらどうか。

「各主体は，個人情報の保護に配慮しつつ，それぞれが保有する公共的課題及び公共的活動に関する情報の共有に努めること。」

※ ここには，被災時に利用することが見込まれる個人の情報が含まれることを提言書の中で付記する。